様式第１号（第３条関係）

審　査　基　準　整　理　票

処　　分　　名	大津市滋賀里交流センターの大会議室等の使用料の還付		
根　拠　法　令　名	大津市滋賀里交流センター条例	（条項）第７条	
基　準　法　令　名	大津市滋賀里交流センターの管理運営に関する規則	（条項）第６条	
所　管　部　署	市民部自治協働課自治協働係		
標準処理期間	７　日	法定処理期間	ー　日

【審査基準】　・文書の名称【　　】
　　・掲載図書等【　　】
　　・内　　容　■全部記載　□一部・項目のみ記載

大会議室等の使用料は、大津市滋賀里交流センター条例第７条ただし書に規定する「市長が特別の理由があると認めるとき」として、次の各号のいずれかに掲げる場合に還付するものとし、その場合における還付する金額は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 天災地変その他使用者の責めによらない事由により、使用することができなかったと認められるとき。・・・全額

(2) その他市長が必要と認めたとき。・・・その都度市長が定める額

【根拠法令】

大津市滋賀里交流センター条例

（使用料の還付）

第７条　既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

【基準法令】

大津市滋賀里交流センターの管理運営に関する規則

（使用料の還付）

第６条　条例第７条ただし書の規定により使用料を還付する場合は、次に掲げるとおりとする。

（１）　天災地変その他使用者の責めによらない事由により、使用することができなくなったと認められるとき。

（２）　その他市長が必要と認めたとき。

※　審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。